

議第140号

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会の設置に関する協議について

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会を設置するため、次のとおり規約を定めることについて、庄内広域行政組合と協議するものとする。

公立大学法人東北公益文科大学運営協議会規約（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 協議会の組織（第6条—第11条）
- 第3章 協議会の会議（第12条—第14条）
- 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第15条・第16条）
- 第5章 協議会の財務（第17条—第21条）
- 第6章 補則（第22条—第25条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議会を設置する。

（目的）

第2条 この協議会は、関係団体が、公立大学法人東北公益文科大学（以下「法人」という。）の設立団体に係る事務を共同で管理し、及び執行し、並びにこれらの事務の管理及び執行について相互に連絡調整を図ることを目的とする。

（名称）

第3条 この協議会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（担任する事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務（法人の設立団体に係るものに限る。）を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第2項、第17条第1項から第3項まで、第19条の2第2項及び第4項、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項、第26条第1項及び第3項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、第3項ただし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第77条の3、第79条の2第1項、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第79条の5、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第34条、第35条第1項後段、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、第17条第4項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

- エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第108条第2項及び第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務
- オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務
- カ 法第56条第1項において準用する法第49条第1項に規定する評価委員会への通知及び同条第2項に規定する評価委員会からの意見の申出の受理に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、法人の適正な運営を確保するために必要な指導等に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務
- 2 前項各号に掲げるもののほか、協議会は、法人に関する事務の管理及び執行について連絡調整を行う。

(事務所の所在地)

第5条 協議会の事務所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内に置く。

第2章 協議会の組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員5人以内で組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、山形県知事（以下「知事」という。）をもって充てる。

2 会長の任期は、知事としての任期とする。

3 会長は、非常勤とする。

4 委員のうち1人は、庄内広域行政組合理事長（以下「組合理事長」という。）をもって充て、これを副会長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 副会長の任期は、組合理事長としての任期とする。

7 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員（副会長を除く。以下この条において同じ。）は、関係団体の長が協議の上、関係団体の職員のうちから、関係団体の長がそれぞれ指名した者をもって充てる。

2 委員の任期は、会長が定める。

3 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係団体への配分については、関係団体の長の協議により、これを定める。

2 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該団体の職員のうちから選任する。

(職員の職務)

第10条 会長は、職員のうちから主任の者（以下この条において「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議に諮って、協議会の事務を処理するために必要な内部組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の2人以上の者が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて法人の役員、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 4 会長は、委員が会議に出席できない場合において当該委員からの申出があったときは、当該委員が指名した者の出席を認めることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係団体の長の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を各関係団体の長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を第4条第1項第1号イの規定により定められた事項（このうち条例で定めるものとされている事項は除き、以下「協議規程」という。）及び各関係団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 条例等を改正し、又は廃止した場合においては、当該関係団体の長は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第16条 法第123条第2項の規定により設立団体が協議して定めるものとされる法第19条の2第4項の条例で定めるものとされている額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

第5章 協議会の財務

(負担金)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

- 2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。
- 3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。
- 4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第18条 協議会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第19条 知事は、協議会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を組合理事長に報告しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第20条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、

又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第21条 この規約に特別の定めがあるものを除き、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によるものとする。

第6章 補則

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定に基づく費用の弁償等の額、その支給方法等は、会長が会議に諮って定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係団体がその協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議規程を定めたときは、速やかに関係団体に当該規程を送付するとともに、山形県公報に登載して公表するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により、山形県公報に登載することができないときは、関係団体の掲示場に掲示して、その登載に代えることができる。

2 協議会は、この規約、協議規程及び条例等で定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項について規程を設けることができる。

(補則)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

提 案 理 由

公立大学法人東北公益文科大学の設立団体に係る事務を庄内広域行政組合と共同で管理及び執行する公立大学法人東北公益文科大学運営協議会の設置について協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。

議第141号

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会の設置に関する協議について

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会を設置するため、次のとおり規約を定めることについて、庄内広域行政組合と協議するものとする。

公立大学法人東北公益文科大学評価委員会共同設置規約（案）

（設置）

第1条 山形県及び庄内広域行政組合（以下「関係団体」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、公立大学法人東北公益文科大学について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会を共同して設置する。

（名称）

第2条 前条の地方独立行政法人評価委員会の名称は、公立大学法人東北公益文科大学評価委員会（以下「委員会」という。）とする。

（執務場所）

第3条 委員会の執務場所は、山形県山形市松波二丁目8番1号山形県庁内とする。

（組織）

第4条 委員会は、委員6人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、関係団体の長が協議により定めるものについて、山形県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、委員を解任する場合又はその退任について承認を与える場合においては、あらかじめ庄内広域行政組合理事長（以下「理事長」という。）と協議しなければならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（負担金）

第9条 委員会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により決定する。

3 庄内広域行政組合は、前項の規定による負担金を山形県に交付しなければならない。

4 前項に規定する負担金の交付の時期については、関係団体の長が協議して定める。

(予算)

第10条 委員会に関する予算は、山形県の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第11条 知事は、委員会に関する決算を山形県議会の認定に付したときは、当該決算を理事長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、山形県総務部において行う。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行する。

提 案 理 由

公立大学法人東北公益文科大学の業務の実績に関する評価等を行う公立大学法人東北公益文科大学評価委員会の設置について協議するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。

議第142号

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて

県は、次によりあっせんを申し立てるものとする。

1 申立人

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小 早 川 智 明

3 申立ての趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故により令和3年度に放射線対策等に要した費用として県が損害賠償を請求した金30,918,055円（以下「損害額」という。）のうち支払いについて同社と合意しない額として金24,375,771円並びに損害額に対する請求日から支払済みに至るまで年3分の割合による金員を支払うよう和解のあっせんを求める。

4 申立ての理由

東京電力ホールディングス株式会社は、損害額及び遅延損害金について、その全額を支払うことに応じていない。

5 申立て先

東京都港区西新橋一丁目5番13号

原子力損害賠償紛争解決センター

提 案 理 由

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんを申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。